

令和4年中の「人権侵犯事件」の状況等について

1 全国の状況

令和4年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

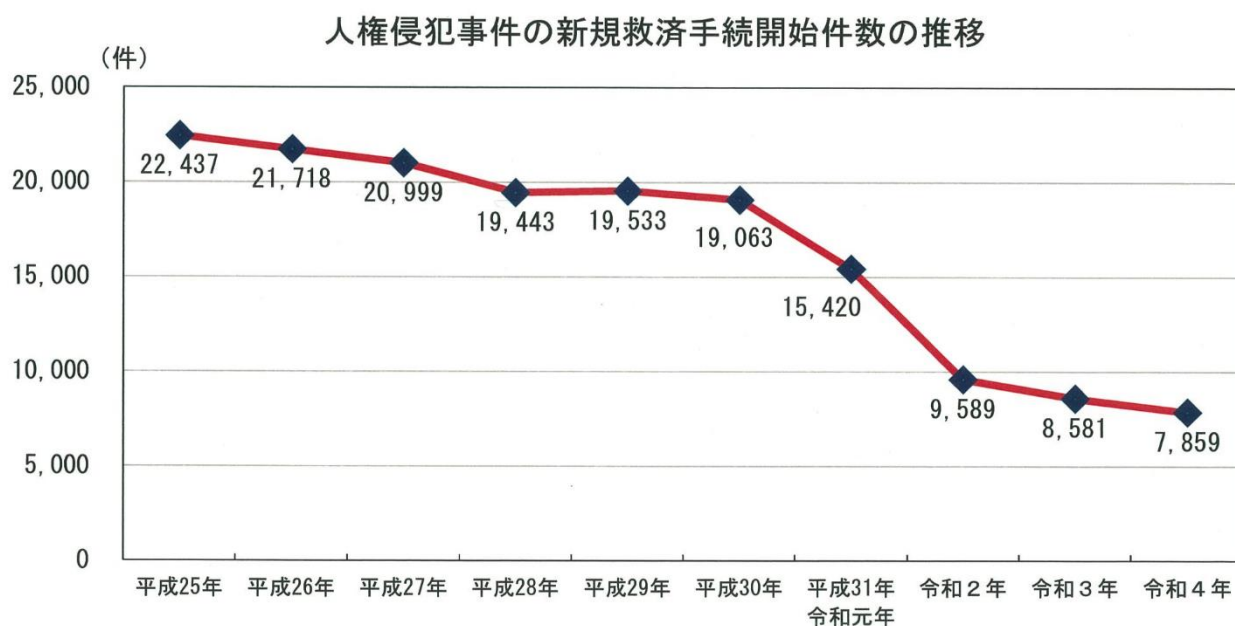
令和4年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

【令和4年の主な特徴】

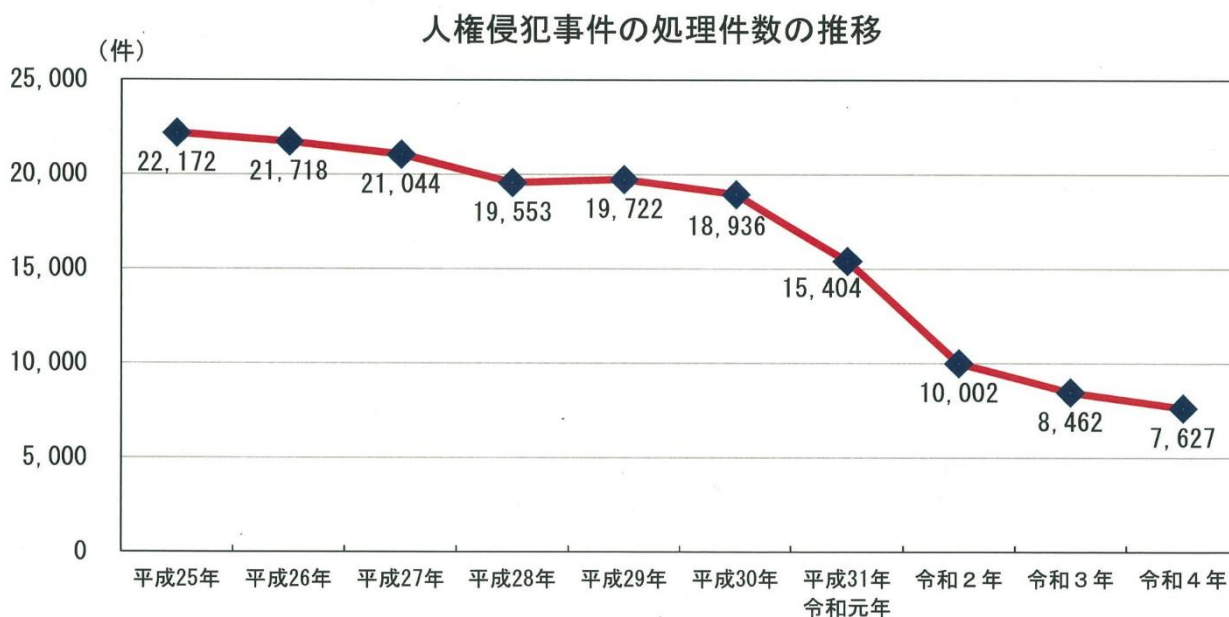
- ① 令和4年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、7,859件、処理した人権侵犯事件の数は、7,627件であった。
- ② 学校におけるいじめについて、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,047件であり、全体に占める割合は、13.3%であった。
- ③ インターネット上の人権侵害情報について、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、1,721件であり、高水準で推移している。

1 人権侵犯事件数の動向

(1) 新規救済手続開始件数



1 人権侵犯事件数の動向
(2) 処理件数



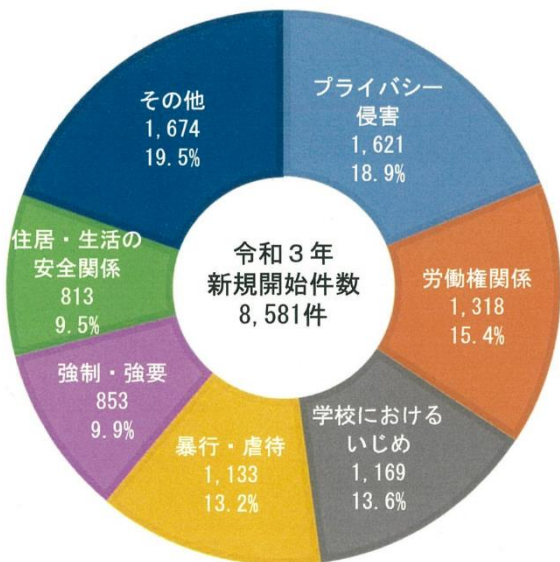
1 人権侵犯事件数の動向
(3) 新規救済手続開始件数推移の動向・分析

人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が減少した要因については、一概に判断することは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触の機会が減少していたことに加え、事件の端緒となる人権相談に関し、対面型の人権啓発活動を通じた相談窓口の周知を十分に行うことがここ数年の間、困難であったことの影響が考えられる。

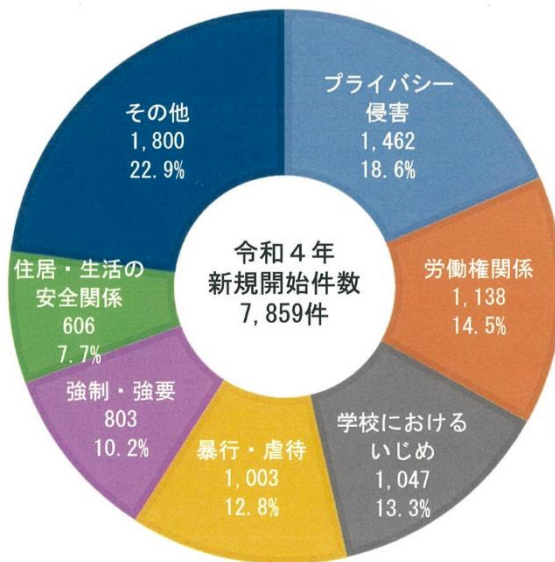
また、全体として件数が減少している中で、学校におけるいじめについての新規救済手続開始件数が全体の13.3%を占めるほか、インターネット上の人権侵害情報についての新規救済手続開始件数が依然として前年までと同じく高水準であることは特徴的である。

2 人権侵犯事件の種類別構成比の比較（新規救済手続開始件数）

令和3年

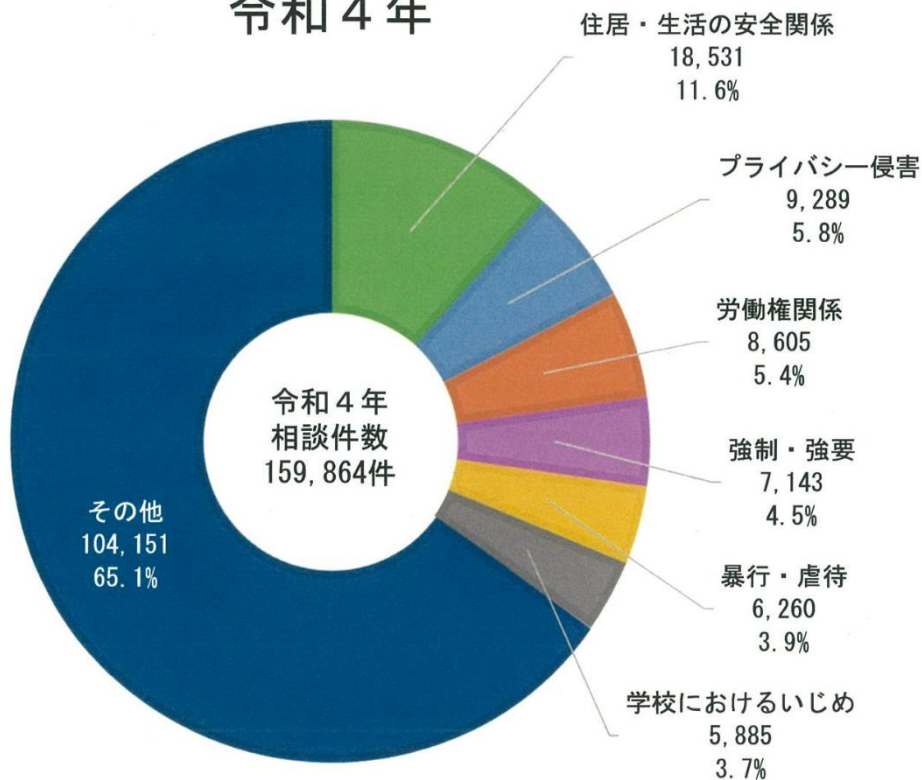


令和4年



(参考) 人権相談の種類別構成比

令和4年



2 岐阜地方法務局管内（県内）の状況

法務省の人権擁護機関である岐阜地方法務局が令和4年1月から令和4年12月までの間に取り扱った「人権侵犯事件」の状況は、次のとおりである。

(単位：件、()内は構成比・%)

件名	令和4年		令和3年
救済手続き開始総数	235	(100.0)	200
特別公務員・教育職員・刑務職員・その他の公務員による人権侵犯事件(学校におけるいじめを含む)	32	(13.6)	22
私人間の人権侵犯事件	203	(86.4)	178
事件の傾向(内容)			
行政・教育機関等における人権侵犯			
特別公務員による侵犯(警察官によるもの)	1	(3.1)	0
教育職員による侵犯	4	(12.5)	6
学校におけるいじめ	15	(46.9)	12
その他	12	(37.5)	4
私人間の人権侵犯事件			
暴行虐待(夫の妻に対する暴行、児童虐待等)	25	(12.3)	23
差別待遇	35	(17.3)	21
プライバシーに関する侵犯 (うちインターネット等によるもの)	24 (18)	(11.8) (8.9)	51 (44)
労働権に対する侵犯	34	(16.7)	30
住居・生活の安全に関する侵犯(騒音をめぐる近隣間の争い等)	39	(19.2)	22
強制強要	41	(20.2)	26
その他	5	(2.5)	5

【前年と比較して】

- ・差別待遇の増加 35件(前年 21件)
- ・インターネットに関する人権侵犯事件の減少 18件(前年 44件)
- ・住居・生活の安全に関する侵犯の増加 39件(前年 22件)
- ・強制強要の増加 41件(前年 26件)

3 「人権」に関する最近の主な報道記事

令和5年6月22日付 岐阜新聞 ((1)女性の人権を守ろう)

【ジュネーブ共同】出口 朋弘】スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム(WEF)は21日、各国の男女平等度を順位付けした「男女格差(ジェンダー・ギャップ)報告」を発表し、日本は調査対象の146カ国中125位だった。2019年12月公表版の121位を下回り、過去最低の順位。先進7カ国(G7)では79位のイタリアに大きく引き離され、東アジア・太平洋地域でも最下位だった。

【関連記事6面に】
報告は政治、経済、教育、健康の4分野について、男女参画の平等達成度を指数化。日本は政治で138位と最低水準に沈み、経済でも123位にとどまった。両分野で女性の進出が実現していない深刻な状況が、

男女平等 日本125位

過去最低 G7、東アジア最下位

2023年	22年	
1位	1	アイスランド
2	3	ノルウェー
3	2	フィンランド
6	10	ドイツ G7首位
12	6	ルワンダ
16	19	フィリピン アジア首位
43	27	米 国
57	94	ブラジル
105	99	韓 国
107	102	中 国
125	116	日 本 G7最下位
127	135	インド
131	127	サウジアラビア
146	146	アフガニスタン 全体最下位

男女格差報告の主な順位

全体順位を押し下げた。前回22年7月公表の報告では全体で116位だった。健康の両分野では、ほぼ平等が達成されているとした。

女性首相が依然誕生していないことや、議員・閣僚に占める女性の割合の少なさが足を引っ張り、収入格差や女性管理職の少なさが指摘された。一方で教育、

少ない女性議員、管理職

で、続いてフィリピンが16位につけた。G7では6位のドイツが最上位だった。日本は105位の韓国、107位の中国にも後れを取っている。

政治分野で日本より下位に位置するのは8カ国のみ。イランやアフガニスタンなど、イスラム教徒が多く女性の社会進出に消極的な国のほか、21年のクワダターで国軍が実権を握ったミャンマーなどだ。

経済分野でも、20カ国・地域(G20)で日本より下位なのは133位のトルコ、142位のインドなどと新興国ばかり。両分野での日本の「非先進国」ぶりが際立った。

報告は世界全体で男女平等が実現するには131年かかると試算した。1に近づくほど男女平等を示す日本の総合的な指数は0.647だった。



「こども家庭庁」の発足式で記念撮影する岸田首相(左端)ら=3日午後、東京都千代田区(代表撮影)

こども家庭庁始動 少子化や虐待、一元対応

子ども関連政策の司令塔となる「こども家庭庁」が3日、本格的に業務を開始した。深刻化する少子化対策をはじめ、虐待や貧困、ヤングケアラーなど多様な課題に一元的に取り組み、行政の縦割り打破を図る。岸田文雄首相は午後の発足式で「何より大切なのは子どもたちの意見を聞き、実際に政策に反映させることだ」と述べた。

首相直属の組織として1日に内閣府の外局に設置。厚生労働省と内閣府の関連部局を移管し、職員350人体制(国立児童自立支援施設を含めると430人)で国会近くの「霞が関ビルディング」に入る。担当閣僚は小倉将信こども政策担当相で、事務方トップの長官には厚生労働省出身の渡辺由美子氏が就任した。発足式には小、中、高校

生と高専生計6人も参加。同庁の看板を製作するため、半紙に筆で「こどもまんなか」「こども家庭庁」を1字ずつ手分けして記した。文字は後日デジタル処理して看板に反映させる。日常的に人工呼吸器やたんの吸引が必要な「医療的ケア児」で、特別支援学校に通う山田萌々華さん(14)は「東京都」は「保護者の付き添いがなくても学校に通えるよう、看護師を増やしてほしい」と訴えた。

小倉氏は大臣室からオンラインで職員に対し、「子どもたちの最善の利益を目指す。常に子どもや子育て当事者の目線に立って考え、行動してほしい」と訓示した。年間出生数が80万人を割り込むなど、急速に進む少子化に歯止めをかけるため、政府は3月31日に政策のたたき台となる試案を公表。児童手当拡充や育児休業給付引き上げ、高等教育費の負担軽減など多様なメニューが並び、こども家庭庁が体系的に取りまとめる。財源は首相の下に新設される会議で検討される。幼稚園や小中学校などの教育分野は引き続き文部科学省が受け持つ。いじめや不登校といった課題に連携して対応できるかどうかは鍵となる。

不妊手術 同意なし65%

旧優生保護法 報告書案の全文判明

旧優生保護法(1948(96年)下で障害者らに不妊手術が強制された問題を巡り、衆参両院がまとめた調査報告書原案の全文が15日、関係者への取材で判明した。「本人同意なし」のケースが手術全体の65%を占めた。盲腸など別の手術と偽って受けさせたり、必要な審査会を開催せずに書類のみで実施を決めたりするなど、さまざまな実態が浮かんた。

最年少9歳、審査形骸化

最年少は9歳。児童施設による集団申請のほか、福祉施設の入所条件とされた事例もあった。旧法が禁止した放射線照射や子宮摘出も報告された。

調査は立法過程や被害の

旧優生保護法被害者らの主な証言

手術の説明について

- ▶ おじについて行ったら病院だった
- ▶ 盲腸の手術だと思っていた
- ▶ 両親に言われるままに手術を受けた
- ▶ 貧血なので治療が必要と言われた
- ▶ 本人は拒否したが、家族が受けさせた

手術後の人生への影響について

- ▶ 自宅に引きこもった
- ▶ 離婚した
- ▶ 耳鳴りや肩凝り、関節痛などで通院

再発防止に向けた意見

- ▶ 国がとんでもない法律を作り、許せない
- ▶ 人生を返してほしい。一時金は少なすぎる
- ▶ 偏見や差別はまだ残っている
- ▶ 被害者におわびと補償をしてほしい

実態把握が目的で、国や自治体、医療機関、福祉施設の保管資料などを分析。19日に両院議長に報告後、公表する。

原案によると、旧法に基づき全国で実施された手術

は計2万4993件で、このうち本人同意なしは1万6475件。

手術の資料が残っている2万2420件の都道府県別内訳は、北海道が3224件で最も多く、宮城1744件、大阪1249件、岡山1017件、静岡753件が続いた。岐阜は455件だった。

最年少は昭和30年代後半の男児、昭和40年代後半の女児でいずれも9歳。手術の理由や背景は不明だった。旧法は本人の同意がない場合、都道府県の審査会で手術の適否を判断すると規定していたが、書類の持ち回りや、委員の定数が足りていない状態で手術の実施を決めていた事例もあった。

当時の厚生省は、遺伝性疾患の場合、本人に別の手術と偽る「欺罔の手段を用いることも許される」とする通知を出していた。自治体から提供された資料には「家族が虫垂炎(盲腸)手術ということで納得させていた」との事例があった。

被差別部落地名ネット掲載

再び違法出版も禁止

東京高裁

被差別部落の地名リストを掲載した書籍の出版やウェブサイトを掲載はプライバシー侵害だとして、部落解放同盟と幹部ら二百三十四人が川崎市出版社「示現舎」側に差し止めなどを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は二十八日、一審東京地裁判決と同様に該当部分のサイト削除と出版禁止を命じた。損害賠償は一部増額し計五百五十万円とした。

土田昭彦裁判長は部落差別を「当該地域の出身であるとの理由だけで不当な扱いを受けるものだ」と指摘。地名リストに過去の住所や本籍があった場合や、親族の居住地が含まれたケースも含め、差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益の侵害を認定。現在の住所や本籍がリストにある場合を中心に違法と認定した。

判決後、東京都内で記者会見した原告側代理人の指宿昭一弁護士は、判決が差別されない権利に基づいて違法性を認めた点を評価。「他の差別問題の救済にも役立つのでは」と期待した。示現舎の宮部龍彦代表は「いくらでも悪用可能な恐ろしい判決だ。上告はするが、結論は期待していない」とのコメントを出した。

判決後、東京都内で記者会見した原告側代理人の指宿昭一弁護士は、判決が差別されない権利に基づいて

外国人労働者3万6192人

県内、3年ぶり最多更新

22年10月末

岐阜労働局がまとめた2022年10月末時点の県内外国人雇用状況によると、県内で働く外国人労働者数は3万6192人となり、3年ぶりに過去最多を更新した。新型コロナウイルス禍の20、21年は、入国規制の影響で若干落ち込んだものの、22年春以降の規制緩和で外国人労働者の受け入れが回復した。外国人労働者を雇用する県内の事業所数は4999カ所で、8年連続で過去最多を更新した。(山本貴史)

特定技能資格者が増加

労働者の在留資格別の状況は、「技能実習」がコロナ禍で新規入国の制限を受け、前年同期比5・8%減の1万1656人。留学生が該当する「資格外活動」も同じ理由で19・5%減の1万738人となった。一方、技能実習生から一定の専門性を持つ特定技能に身分を変える動きがみられ、「専門的・技術的分野」は42・5%増の5455人。帰国が困難なため滞在期間を臨

まいった。岐阜労働局の担当者は、19年4月に始まった特定技能の在留資格が定着してきたことを指摘し、「特定技能の身分から特定技能の資格を取得する人が増えた。事業者も、向上心が高い特定技能資格者を受け入れる傾向がある」と話す。

時で延ばした技能実習生が含まれる「特定活動」は37・5%増の1188人と大幅に増えた。「身分に基づく在留資格」は2・4%増の1万6155人。国籍別では、ベトナムの9180人が全体の25・4%を占め、23・9%のフィリピン、15・9%のブラジルと続いた。中国はゼロコロナ政策の影響で前年比12・8%減の5587人となり、全体の15・4%にとど

((9)ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう)

ハンセン病意識調査へ

厚労省が初 差別の現状把握

ハンセン病に関する差別や偏見の現状を把握するため、厚生労働省が初めて全国的な住民意識調査を実施することが9日、同省への取材で分かった。病気の理解や、元患者らと接する際の気持ちなどを聞いて分析。元患者や家族が現在も差別被害に苦しむ中、人権教育や啓発に向けた施策を強化する。

厚労省は近く、人権や統一していないとして、実態を正計の専門家、国家賠償請求訴訟の原告団・弁護団、全国ハンセン病療養所入所者協議会の関係者らによる検討会を設置し、質問項目などを話し合う。質問が差別を助長しないように配慮する。調査対象者は少なくとも2万人以上とし、本年度内に結果をまとめる。

調査は、別の有識者検討会が3月に取りまとめた報告書で、早急に行うよう提言。偏見や差別は解消され

I-V)の問題に関する調査を参考にしよう求めた。同調査では、元患者が近所に住むことや一緒に入浴すること、元患者の子と自分の家族が結婚することに抵抗があるかなどを尋ねた。ハンセン病を巡っては、日本では医学的根拠がないまま強制隔離政策が始まり、薬の開発で治療法が確立された後も、患者は断種・中絶の強要といった人権侵害や差別を受けた。隔離政策は1996年のらい予防法廃止まで続いた。

新調査の質問項目は、2010〜11年に大阪市社会福祉協議会が行ったハンセン病やエイズウイルス(H

「法の下での平等」と「個人の尊厳」に違反

同性婚制度なし 違憲

同性同士の結婚を認めない民法などの規定は違憲だとして、愛知県内の三十代の男性カップルが国にそれぞれ百万円の損害賠償を求めた訴訟で、名古屋地裁は三十日、「異性カップルのみ法律婚制度を設け、同性カップルにはその関係を保護する枠組みすら与えないのは国会の立法裁量の範囲を超える」などと法制度の不備を認め、「法の下での平等」を定めた憲法一四条と、「個人の尊厳」を定めた二四条一項に違反すると判断した。賠償請求は棄却した。▶判決要旨②面、核心③面、関連④面



同性婚を巡る名古屋地裁判決を受け、「違憲判決」などと書かれた旗を掲げて喜ぶ原告側の弁護士ら＝30日午後、名古屋地裁前で（篠原麻希撮影）

名地裁判決 賠償は棄却

全国五地裁で提訴された同種訴訟で、憲法の複数の条文に違反するとし、初め「違憲」「違憲状態」の判断は、二〇二二年三月の札幌地裁、昨年十一月の東京地裁に続き、二件目となる。原告側弁護士は

- 判決骨子**
- 民法などは同性カップルに、自ら選べない性的指向のため婚姻に関する制約を課している
 - 異性カップルに法律婚制度を設ける。同性カップルには関係を保護する枠組みを与えないことは、立法裁量を超え、憲法14条と24条2項に違反する
 - 立法措置を長期間怠ったとは言えず、国家賠償の対象とならない

同性婚訴訟を巡る各地の判決

	地裁	判決
2021年 3月	札幌	違憲
22年 6月	大阪	合憲
11月	東京	違憲状態
23年 5月	名古屋	違憲

※いずれも賠償請求は棄却

被っている」と異性カップルとの間に著しい格差があると指摘。国民の意識の変化に伴い「現状を放置することはもはや個人の尊厳の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える」とし、憲法二四条一項に違反すると判断した。また、「性的指向という自ら選択できない事柄を理由に婚姻を制約している」などとして、一四条にも違反するとした。

一方で、婚姻が「両性」の合意に基づくとした憲法二四条一項との関係では、「憲法制定当時、同性間に対して法律婚制度が及ぶことを要請していたとは解しがたい」とし、「合憲」と判断。国が同性婚を可能とする立法措置を怠ったとの原告の主張については「国会が正当な理由なく長期にわたって立法措置を怠っていたとは評価できない」として退けた。

同種訴訟を巡っては、札幌地裁が憲法一四条に反するとして「違憲」、東京地裁は二四条一項に照らして「違憲状態」としたほか、大阪地裁は「合憲」との判断を示している。

県が「パートナー」証交付

同性・事実婚カップルへ検討

県は13日、同性カップルや事実婚カップルの関係を県が認める「県パートナーシップ宣誓制度」の案を明らかにした。親族が条件の公営住宅の申し込みや手術の同意など、家族関係を示す必要がある場合で、申請を受けて県が交付した受領証を提示することができ、県内では関市、海津市に続き3例目。パブリックコメントを募り、導入に向けて検討を進める。

(小田香緒里)

活動や、安心して申請してもらえぬ取り組みなどについて意見が出た。懇話会座長でワーキンググループメンバーの中京大の風間孝教授は法的な強制力はないと

しつつ「制度の導入で県の姿勢を示すことは意味がある。一歩踏み出せた」と述べた。

県内では関市が昨年、性的少数者のカップルを対象に制度を導入。今年海津市が性的少数者と事実婚、同一生計の未成年や成人も対象にファミリーシップ宣誓制度を導入した。全国では、8月に導入を予定する長野県を含む13都府県で実施。

受領証にはカップルと生計が同じ未成年の氏名も記載でき、申請は遠方やオンラインに配慮しオンラインでも可能とする。すでに導入している自治体で宣誓している場合は、手続きの簡素化を図る。

行政サービスでは、申請したカップルが県内自治体で公営住宅など同様の手続きをする場合、自治体によって差異がないよう連携を促し、民間の不動産業者や医師会などの団体にも制度への協力を求めている。自

治体の受領証を活用する民間企業は増えており、住宅ローンの連帯債務者、保険金の受取人、携帯電話料金の家族割引などで適用でき

る。制度案は、性的少数者の当事者や有識者でつくる「多様な性に関する懇話会」のワーキンググループが検討。13日に岐阜市内で開いた懇話会で明らかにした。委員からは導入する県内2市で申請者がいない現状を踏まえ、地域に同性カップルへの理解を広める啓発

LGBTI法成立

自公維国賛成 多数派配慮条項新設

LGBTIなど性的少数者への理解増進法は十六日の参院本会議で、自民、公明、日本維新の会、国民民主各党などの賛成多数で可決、成立した。立憲民主、共産両党などは反対。性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないと基本理念を定めた。一方で「全ての国民が安心して生活できるように

留意する」と多数派に配慮する条項を設けた。多数者が認める範囲内でしか少数者の人権が認められないとの懸念が残る。置き去りにされた形の当事者には失望が広がった。

法律の目的では、性的指向の多様性に関する国民理解を増進し、多様性を受け入れる「寛容な社会の実現」を掲げた。政府には基本計

画の策定や施策の実施状況の毎年公表を義務付けた。理解増進法案は与野党から計三案が国会提出された。与党は維新と国民の提案を全面的に受け入れ、修正案の共同提出で合意。二〇二一年に与野党実務者間で合意した「性自認」の表現は「性同一性」とも訳される英語の「ジェンダーアイデンティティ」に改めた。ただ各地の自治体は「性自認」の用語を用いた差別禁止条例を制定しており、混乱を招きかねないとの指摘が出ている。

LGBTI理解増進法のポイント

- 性的指向にかかわらず人権を尊重し、不当な差別はあってはならないと基本理念を規定
- 性自認の表現は「性同一性」とも訳される「ジェンダーアイデンティティ」に変更
- 性的指向の多様性に関する国民理解は十分でないとの現状認識
- 性的少数者に配慮し「全ての国民が安心して生活できる」と明記
- 政府に基本計画の毎年公表や実施状況を義務付け

性的指向の多様性に関する国民理解が「必ずしも十分でない」との現状認識を明記した上で、多数派配慮の条項を新設した。LGBTI法連合会など当事者団体は十六日の会見で「理解を進める取り組みが妨げられ、現状が後退する懸念がある」と抗議した。

同性愛者だと公表している立民の石川大我参院議員は参院本会議後に「差別や誤解をしている人が『不安だ』と言えば、学校教育や地域の取り組みが阻害されてしまう」と記者団に懸念を示した。れいわ新選組と社民党も採決で反対した。自民は採決時に山東昭子前参院議長、青山繁晴、和田政宗両氏が退席し採決に加わらなかった。世耕弘成参院幹事長は会見で、党議拘束に反するとして処分を含め検討する考えを示した。